

熱田社に奉納された源康総和歌懷紙について

——源康総（真継康総）の人物像をめぐる——

伊 藤 信 吉

□ 要 旨

慶長九年（一六〇四）三月十五日、公家の冷泉為満・山科言緒・舟橋秀賢は尾張国熱田にて、熱田社家衆や熱田の僧衆達と共に和歌会を催した。この時の詠歌を記した冷泉為満・舟橋秀賢・源康総の和歌懷紙が現在、熱田神宮に所蔵されている。冷泉為満和歌懷紙は寛政十一年（一七九九）熱田住人貝谷政方より、源康総和歌懷紙は弘化四年（一八四七）熱田大宮司千秋季條より熱田社へ奉納された。冷泉為満・舟橋秀賢と異なり、和歌懷紙の存在は知られるものの源康総についてはその人物像どころか家号・名字すら明らかにされていない。本稿において、地下官人の系譜集『地下家伝』や『言継卿記』『言経卿記』等の同時代史料に拠って検証した結果、この源康総なる人物は、朝廷の地下官人である真継美濃守康総であることが明らかとなった。更には康総の諱・氏・官途・職掌・養子縁組等についても論及した。

□ キーワード

熱田神宮 熱田社 奉納和歌 真継康総（康綱） 河内源五郎

はじめに

慶長九年（一六〇四）三月七日、公家の冷泉為満・山科言緒・舟橋秀賢は尾張国熱田社を参拝、同月十五日には熱田社家や熱田の僧衆達と和歌会を催した。^①この時の冷泉為満・舟橋秀賢・源康総の和歌懐紙が現在、熱田神宮に所蔵される。三者の和歌懐紙（軸装）は「熱田神宮名宝図録」^②に掲載され、「源康総」の和歌は「打かすむ海つら遠き松原の陰もふりぬるみや井たたしも」と翻刻される。同図録は、藤原為満を冷泉為満に、清原秀賢を舟橋秀賢に比定するが、「源康総については詳らかでない」として人物未詳とする。

冷泉為満一行の熱田社参と熱田での和歌会については、山田蓉氏「熱田社宝前の松を詠む」に概説がある。^③山田氏は江戸時代後期の編纂物『張州雑志』に収録される件の和歌会の史料に、同時代史料である『慶長日件録』（記主は和歌会に参加した舟橋秀賢）、『言経卿記』（記主は和歌会に参加した山科言緒の父である言経）、を交えて考察し、一行が慶長九年（一六〇四）三月四日に出京し、同七日に熱田社参の後、一行の内舟橋秀賢が十六日に伊勢参宮を行い、二十一日に帰京したという旅程を明らかにしている。また冷泉為満の和歌懐紙が寛政十一年（一七九九）に熱田の住人貝谷政方より熱田社へ奉納され、「美濃守康綱の和歌」が、弘化四年（一八四七）に大宮司千秋季條により熱田社に奉納されたという様に和歌懐紙の伝来も明らかにしており、和歌会と和歌懐紙をめぐる基礎的研究と言える。但し、藤原（冷泉）為満・清原（舟橋）秀賢・藤原（山科）言緒達和歌の詠者の家号（舟橋等）を特定した上で各人物の解説を付すものの、「美濃守源康綱」^④についての解説は付されていない。

近年の執筆では『新修名古屋市史』^④がこの和歌会を次の様に纏める。

慶長九年（一六〇四）甲辰三月一五日、熱田社の社頭において「社頭松」を題として歌が詠まれ奉納された。そこに詠じた者たちは、左近衛権中将藤原為満、右近衛権少将藤原言緒などの京人や熱田宮の社人を含めた一九人であった。現在熱田神宮にはこの時に詠じられた和歌懐紙のうち、藤原（冷泉）為満、清原秀賢、源康綱の三人の懐紙が納められているが、その詞書きに「春日陪 熱田社宝前同詠社頭松 和歌」とある。（略）源康綱は、うち霞む海つら遠き松原の影もふりぬる宮居たたしも とそれぞれ詠んだ。

藤原為満は歌学をもって家とする上冷泉家の人で、慶長一九年には徳川家康に古今和歌集の講義をした。清原秀賢は清原氏の嫡流で、後陽成天皇の侍読となり、古書の博搜に努め、船橋氏を称した。熱田宮の社人では馬場是仲、粟田守氏、松岡助典の名がみえ、権大僧都幸信や権大僧都以春、律師永信は社僧と思われる。また、其阿や僧阿、但阿、溪阿、苾昌宣阿は時宗の僧侶もしくは亀井山円福寺に関係する僧らであろう。また、熱田町の有力者である西加藤家の延隆の子隼人佐資景の弟である元隆（刑部と称し、佐助と号す。大瀬古に住む）も詠じている。その詠は「おもいきや名高き人を神垣の松もるともにあふくへしとは」である。

和歌会について概要を知ることができるが、こちらも「源康綱」についての解説はなく、その人物像は明らかにされていない。

そこで「源康綱」と「源康総」であるが、山田氏や『新修名古屋市史』の記す美濃守源康綱和歌（和歌懐紙）と『熱田神宮名宝図録』所収の源康総和歌懐紙の詠歌が一致する。山田氏の引用史料『張州雜誌』にも「美濃守源康綱」とあり、康総と康綱については、詠歌だけでなく官途（美濃守）も一致するから、康総と康綱は同一人物である。

そこで地下官人の系譜集『地下家伝』⁵⁾所収の真継家の系譜を次に掲げる。

熱田社に奉納された源康総和歌懐紙について（伊藤）

御藏小舎人真繼（元新見 姓齋部元紀（略））

康總 宗弘男

天文廿一年 月 日生

元龜二年正月廿七日 叙爵十九歳

慶長四年七月十七日 任美濃守

同十四年九月 伊勢皇太神宮奉幣 御再興之節依^二別 勅^一兼^三齋部姓^一其後連綿而勤^二仕之^一

寛永元年十月二十日 卒七十三歳

康利 康總男（以下略）

この史料を見ると朝廷の御藏小舎人を家職とする真継家の康総（總）は、慶長四年（一五九九）七月に補任の美濃守を極官としており、その官途・諱から慶長九年（一六〇四）三月に熱田で和歌を詠した美濃守源康総はこの真継康総に該当すると思料される。但し『地下家伝』は江戸時代の編纂物であり、同時代史料を確認する必要がある。そこで山科言経の日記『言経卿記』を見ると、慶長四年（一五九九）五月一日条に「真継源大夫ア子来了」とあり美濃守任官以前の名「源大夫」が記され、慶長六年（一六〇二）一月二十六日条では「真継美の守」（美濃守）の官途が確認できる。件の和歌会があつた慶長九年（一六〇四）三月十五日の数日後の三月十九日条にも「真継美乃守」とあり、『地下家伝』や和歌懐紙の康総の官途「美濃守」は同時代史料でも補足確認できる。官途・諱の一致から、源康総は「真継康総」と同一人物と判明する。源康総が真継康総と判明したので、次に真継康総について見ていこう。

二、真継家の先行研究

真継家及び真継康総（康綱）については、真継家文書を基礎史料とした御蔵所小舎人・地下官人としての研究や地方鑄物師支配の研究^⑩、そして真継家の神宮奉幣使謹仕に関する研究等を主題として研究が進められてきた^⑪。

地下官人の真継家は戦国時代の当主真継久直が蔵人所御蔵小舎人の官職を世襲した新見家（紀氏）より職を継承して成立した家で、近世の真継家は地下官人の立場から、御蔵小舎人として朝廷に奉仕して諸役務を務め、伊勢例幣使の一役にも任じられ、家業として全国の鑄物師に免状を発給する等の諸国鑄物師支配を進めた^⑬。朝廷より伊勢の神宮に派遣される神宮奉幣使は元來、王・中臣・忌部・卜部の四氏（四姓使）で構成されたが、近世初期には王・忌部氏は適任者不在の為、王代・忌部代という代役が立てられ、この忌部代に真継家が就任し、以後近世を通じて家職化するが、その初期として康総・康利父子が注目される^⑭。また真継康総は養子であったことが知られ、家督継承が養子縁組によって継承されたことについて、家督継承だけでなく職の継承・発展という視点も含め、複雑である系譜の研究も行われた^⑮。

真継康総個人については笹本正治氏の論考^⑯がある。真継家の養子となった康総（康綱）の系譜関係、『地下家伝』による経歴の確認等の基礎的研究ではあるが、同時代史料を多分に用いた人物研究には至っていない。康総は戦国時代から江戸時代初期の変革期における真継家当主として注目されるものの、康総個人の人物史については検討の余地が多い。

熱田社に奉納された源康総和歌懐紙について（伊藤）

三、康総の諱について — 康総か康綱か —

和歌懐紙をめぐる源康総と源康綱との諱の相違は前述したが、それは真継家研究においても同様である。そこで先行研究・史料集を整理すると、「康綱」とするものに、『新修名古屋市史』⁽¹⁷⁾『張州雜志』⁽¹⁸⁾『中世鑄物師史料』⁽¹⁹⁾『日本近代社会における下級官人の研究 — 真継家を中心として —』⁽²⁰⁾のほか、笹本正治氏⁽²¹⁾、吉竹正明氏⁽²²⁾、秋山晶則氏⁽²³⁾、山田蓉⁽²⁴⁾氏の諸論文があり、「康総(總)」とするものに、『地下家伝』⁽²⁵⁾、『歴名土代』⁽²⁶⁾、『言継卿記』⁽²⁷⁾、『言経卿記』⁽²⁸⁾『熱田神宮名宝図録』⁽²⁹⁾のほか、網野善彦氏⁽³⁰⁾、渡辺和敏氏⁽³¹⁾、藤森馨氏⁽³²⁾の諸論文があり、赤坂恒明氏は「康総」「康綱」両方を記す。一例に笹本氏の真継「康綱」の解説を次に掲げる。

真継家の公式見解ともいえる『地下家伝』に採られている系図によれば、康綱は真継宗弘を父として天文二十一年に生れた。そして元亀二年(二五七二)に正月二十七日に十九歳叙爵し、慶長四年(二五九九)七月十七日に美濃守に任ぜられ、同十四年伊勢皇太神宮の奉幣使が再興された節に別勅によって齋部姓を兼ね、その後連綿として奉幣使の役割を勤め、寛永元年十月二十日に七十三歳で死んだという。この記載は真継家文書中の「出納御藏家伝」や「家伝」などでも差異がない。

笹本氏の述べる「康綱」の履歴は先に引用した『地下家伝』⁽³⁴⁾の康総の履歴と一致しており、康総と康綱は同一人物であることが理解できる。『地下家伝』には康総・康綱の改名に関する記録はなく、二つの諱を使い分けたとも考えにくい。この相違は「総」と「綱」の文字の判読の相違と思われる、そうすると近年の研究者の翻刻だけでなく、江戸時代における文書・系図・編纂物の作成過程での判読・誤写・誤解等も考慮せねばならない。すると諱の判読は、康

絵（康綱）本人の自署や『言継卿記』『言経卿記』等の同時代史料の原本確認が望まれる。その意味で「源康総筆」とされる和歌懐紙は、康総の諱を考える上でも重視される。本稿では『熱田神宮名宝図録』の源康総の和歌懐紙の図版写真⁽³⁶⁾を確認の上、同書の「康総」の翻刻に従い、他の論文・史料からの本文引用部分を除き、便宜上「康総」で一するが、康総の諱については更なる研究が望まれるところである。

四、河内源五郎と真継康総

真継康総は真継家入嗣以前に「河内源五郎」を称したと推測されている。網野善彦氏は真継家文書を根拠に河内源五郎と真継康綱が同一人物と推測する⁽³⁷⁾。笹本正治氏も永禄九年（一五六六）十二月七日付文書の宛名に注目し「真継兵庫助（久直）と並んで宛名になっている河内源五郎が康綱である可能性は大きく、正規なあて名に河内の姓が出ていることが注目される」「久直の跡を継いだ康綱が河内氏から入ってきた可能性は大きく⁽³⁸⁾」、「久直の跡を継いだ康綱は河内康胤の子供で（四一―一三）、永禄九年（一五六六）に久直とともに鑄物師支配の活動をしていた河内源五郎（一―一三）その人、もしくは彼の関係者であらう⁽³⁹⁾」と述べ、河内康胤の子河内康総が真継久直の養子となった可能性が高いと推測する。また江戸時代に作られた系図に依拠し「康綱は本来河内姓であった」とし、永禄九年河内源五郎宛書状、年末詳河内源兵衛書状の宛名である二名の河内氏の内「一方は康綱であらう」とも推定する⁽⁴⁰⁾。

本稿では真継家文書を根拠とした先行研究とは異なった方法、即ち『言継卿記』等から真継家と河内家について検討し、河内源五郎が真継康総と同一人物であることを明らかにしたい。

『言継卿記』には公家柳原邸での和歌連歌会の記事が複数記載される。その参会者として永禄九年（一五六六）十

熱田社に奉納された源康総和歌懐紙について（伊藤）

二月二十五日条に「真継兵庫久直、四、河内源五郎康總二」、永祿十年（一五六七）一月二十五日条に「真継兵庫助、三、河内源五郎一」と真継兵庫助久直と河内源五郎康總が連続して記録される。⁽⁴¹⁾この表記は両者の関係が近い関係にあったことを推測させよう。『言継卿記』永祿十年（一五六七）一月七日条には「真継兵庫助、同源五郎」とあり、⁽⁴²⁾「同」は「真継」に、「源五郎」は先述の河内源五郎と同一人物であると解釈される。『言継卿記』永祿十二年（一五六九）閏五月十八日条に「真次源五郎」、元龜二年（一五七二）一月十九日条に「真継源五郎」と記録される。⁽⁴³⁾

『歴名土代』の「従五位下」の項にも「藤康^{柳原侍真継} 源太郎⁴⁴ 同二・正・廿七」⁽⁴⁴⁾（同）は元龜とあり、柳原家侍の真継（藤原康総の叙位が知られるが、河内源五郎康総と「真継藤康総」は諱が一致し、『歴名土代』の「源太郎」は「源五郎」の誤りとする）と通称も一致する。また『言継卿記』永祿十年（一五六七）一月二十一日条に「人数柳原一位、同北向、予、高辻、内蔵頭、北野之青松院、真継父子等也」⁽⁴⁵⁾とある真継久直邸法楽夢想連歌の記事、そして前述の様に言継は「真継兵庫久直、四、河内源五郎康總二」の様に真継久直・河内康総を父子の順に記す傾向があり、「真継父子」も真継久直・康総を意味しよう。よって永祿十年（一五六七）時点で真継久直と河内康総の父子関係が確認できる。以上の様に河内康総と真継康総は同一人物に比定される。

五、真継康総と北面の侍

真継久直・康総の養子縁組については、真継家文書の内の正親町天皇女房奉書に次の様に記される。⁽⁴⁶⁾

けん五郎事、たうのさふらひのこ、ほくめんにやうし候て、へちきなきせんれい候ハ、しよしやくのことハ、御心へ候よし、申とて候、かしく

仰元龜元正
廿七

(墨引) 日の、一位とのへ

「たうの」侍の子である源五郎(康総)が「ほくめん」に養子に入り、その家の先例により叙爵したという。この「ほくめん」については、『お湯殿の上の日記』元龜二年(一五七二)正月二十三日条「やなきはらまつきけん五郎ほくめんのさふらひ。やなきはらあつかりのあとにしたてられ候とて。しよしやく申は。御心えのよしあり。廿七日の日つけのよしあり。」⁽⁴⁷⁾からも康総が北面の侍であったことが確認される。また同記録の天正十六年(一五八八)閏五月六日条には「御こしそへほくめん也。山かた。まつなみ。いのうへ。まつき也。」⁽⁴⁸⁾とあり御輿添役の具体的様子が窺われ、この「まつき」(真継)は康総本人と見ることも出来よう。また康総は「たうのさふらひ」という侍の家柄を出自としていたことが判る。

そこで明応八年(一四九九)に生れ慶長九年(一六〇四)に百六歳で死去したという元幕府衆で後に故実家・医者として活動した大和晴完の故実書とされる「大和大和守晴完入道宗恕筆記」⁽⁴⁹⁾の次の記述を見たい。

一 北面輩事

近衛殿 進藤 斎藤 一条殿 堀川

西園寺殿 案主
友也 御厩主也 田中 久我殿 本庄

日野殿 松波 山県 烏丸殿 世続

中御門殿 今井 田中 山科殿 大沢左衛門大夫

庭田殿 河端左衛門尉 花山院殿 安芸族

柳原殿 松波 河内 越前

熱田社に奉納された源康総和歌懐紙について(伊藤)

内膳民部少輔 高橋ハ北面ニ准せらるゝ也、

一諸大夫（略）

諸大夫にハ名字無之、上北面とハ諸大夫を云、下北面ハ侍也

右の「北面輩」即ち「下北面」の侍として河内氏が挙げられ、更に河内家は柳原家支配であったと窺われる。中世後期の四位・五位の叙位者名簿『歴名土代』の「従五位下」の項に「藤御原侍眞藤・康源太郎イ・同一・正一・廿七（50）」（同）は元龜）とあるから、『言継卿記』の「真継兵庫助、同源五郎」の「柳原内」とある様に真継家もまた柳原家の配下であろう。時期的には不明であるが、両家は柳原家支配下であったこと、北面の侍であったことに共通点が見られる。河内家と真継家の関係を考慮する上で参考とすべき点であろう。

『言継卿記』には永祿十年（一五六七）二月廿四日条に「布施弥太郎蒙レ疵云々、與二河内源五郎一口論云々、不可説々々々、愛洲葉遣レ之（51）」とあり、河内康総は幕府奉行人布施氏の一族と思われる布施弥太郎を負傷させており、同記録元龜元年（一五七〇）八月二十一日条（52）には「大胡武蔵守、河内源五郎等来談、次冷泉兒、雲松軒、本郷虎猿等来談」とあり剣豪上泉信綱（大胡武蔵守）と康総の交流も記録されている。この記事は上泉信綱と河内康総が山科家を訪問、その次に冷泉・雲松軒・本郷が山科家を訪問とある様に、信綱と康総は共に言継邸を訪問したと見るべきで、信綱と康総は知人であったことが判る。この史料により、直ちに康総が上泉信綱の新陰流兵法の門人であったとするのは早計であるが、信綱と康総との間に兵法剣術の会話が無かったとも考えにくく、武芸に関連して留意しておいて良からう。（53）康総の「侍」としての活動は不明な点が多く、参考として掲げておくものである。

六、源五郎から源大夫への改名

真継康総は先に述べた様に『言経卿記』では「源五郎」と記録され、『言経卿記』の「真継源大夫」「真継美乃守」の官途の変化は『地下家伝』の慶長四年の任美濃守の記事と整合性がある。また、『言経卿記』は「真継美濃守康総」⁵⁴とも記しており、康総は河内源五郎・真継源五郎・真継源大夫・真継美濃守とその名を変えた。

源大夫から美濃守への変化は、任官によるものであるが、「源五郎」から「源大夫」への改名は何を契機としたものか。それは元龜二年（一五七二）の叙爵に依拠すると考える。前述の「大和大和守晴完入道宗恕筆記」には「五位の時ハ大夫と云也」とあり、江戸時代に編纂された故実書『貞丈雜記』⁵⁶には「何太夫と云う名は、五位になりたる人の名なり。（略）たとえば源氏の人五位に成りたるは「源太夫」なり。平氏は「平太夫」、藤原氏は「藤太夫」（略）」とある。康総の叙爵から約半年後の『言経卿記』元龜二年（一五七二）七月七日条には「真継源五郎」とあり、この時点では「源大夫」を称していなかったか、言経の誤記とも言経が康総の改名を知らなかったのかは確定できない。『言経卿記』天正十年（一五八二）正月三日条に「真継兵庫助・同源大夫」⁵⁷とありこの時点での改名は日記でも確認される。その改名が何時頃に遡るのかは不明ながら、改称の理由は「五位になりたる人」即ち叙爵に由来しているものと思われる。

七、真継康総の氏について

次に康総の氏について検討したい。先に引用した『地下家伝』の「御蔵小舎人真継 元新見 姓斎部元紀」について考えてみたい。紀氏・忌部氏については、前述の如く真継家が新見家（紀氏）の家職とした御蔵職を継承したこと、神宮奉幣使忌部代を世襲したことを反映した記述であろう。これも先に引用したが、同時代史料である『歴名土代』には「藤康総」とある様に、元龜二年時点で真継家は藤原氏と記録される。しかしながら康総の養父である真継久直は、天文十四年（一五四五）の任兵庫助、天正十四年（一五八六）の任伊豆守の口宣案には「小野久直」⁽⁵⁸⁾とあり小野氏との記述がある。

和歌懐紙以外で康総を源氏と記録した史料としては、享保二十年（一七三五）に原形が成立したと想定される『百年以来近代地下諸家伝』があり、真継家の項では「康綱」と「久忠」は「源氏」とされ、翻刻者の赤坂氏も「江戸時代に伊勢奉幣の忌部使を勤仕した、御倉小舎人の真継家（紀氏）の康綱（『地下家伝』では康總）と久忠を「源氏」であるとし、玄弘に「姓改紀」と注記する」と注目する⁽⁵⁹⁾。赤坂氏によると該当部分の詳細は「康綱源氏従五下 美濃守」「久忠源氏従五上 伊予守 母出納職忠女」であり、「なお、本史料には、久忠は紀氏でなく源氏であり、紀氏に改めたのは、久忠の代の玄弘であるとされている」⁽⁶⁰⁾として、真継久忠が源氏と記録されていることを注視するが、真継家当主が一時源氏を称した理由についての解釈はなされていない。ただ『百年以来近代地下諸家伝』成立時点で真継康総・久忠が源氏を称したという情報が存在したことが窺知される。

慶長九年の熱田での和歌会に参加した源氏真継家の当主は「源康総」一人であったから、久忠をも源氏と記録する

『百年以来近代地下諸家伝』は、件の源康総和歌懐紙を情報源としておらず、系譜・史料・口頭伝承を含め別の根拠があったと推定される。尚、赤坂氏は青木庸行撰『百年以来近代地下諸家伝』が江戸時代末期に成立した三上景文撰『地下家伝』とは「基本的に別系統の書である」と見做すべきであり、江戸時代前期における地下官人を研究するための基礎史料として重要な文献と位置付けることができる⁽⁶⁾とする。真継康総(系譜では「康綱」)が源氏を称したとする系譜の注記部分は、本稿で述べたとおり和歌懐紙の源康総が真継康総であるから、同時代史料で補うことができるのである。そして康総が『歴名土代』では藤氏と記録されるものの、和歌懐紙では源氏と称していることについて、和歌懐紙とは別の情報源を持つと推測される『百年以来近代地下諸家伝』に康総源氏の記録があることから、やはり康総が源氏を称したこと自体は事実と確認されよう。

そこで件の和歌懐紙に「源康総」と記されたことについて考えてみたい。康総は河内の名字を称した頃から「源五郎」を称し、真継家に入った後も「源五郎」「源大夫」を称し任官まで「源」の字を継続して冠した。ここで先に引用した『貞丈雑記』の「たとえば源氏の人五位に成りたるは「源太夫」なり」の規則性に注目すると、河内の名字の頃から「源五郎」を称し、真継家を称しても「源」の名を継続して称したことから、河内家が源氏であり、康総が河内家の氏である源氏を称したのではないか、という一仮説を提示しておきたい。

おわりに

本稿では熱田社に奉納された源康総和歌懐紙に注目し、その人物像が明かでなかった源康総を、御蔵小舎人で諸国鑄物師支配を進めた真継康総に比定した。久直との養子縁組や氏や諱、北面の武士としての活動等、従来余り指摘さ

熱田社に奉納された源康総和歌懐紙について(伊藤)

れてこなかった康総の一面についても明らかにする等、真継家文書を中心として進められた康総の人物史に、和歌懐紙や公家日記を用いることで新たな成果を付け加えた。

前述の様に、康総の諱の判読については同時代史料原本の比較が必要と思われる。また和歌懐紙をめぐるのは真継康総と冷泉為満・山科言緒・舟橋秀賢との関係、そして慶長九年（一五八二）三月十五日に尾張熱田で行われた和歌会や冷泉為満一行の旅程そのものの再検討を今後の課題に挙げておく。本稿は、件の和歌懐紙の源康総が真継康総であることを指摘したことで目的を達成したものとし、擲筆する。

註

- (1) 『大日本史料第十二編の二』。同書所収の「慶長日件録」によると三月七日の社参、「張州雜志抄」によると三月十五日の「熱田社法楽和歌」興行が記される。
- (2) 熱田神宮文化課編・熱田神宮宮庁発行『熱田神宮名宝図録』（平成十二年 改訂再版）。尚、改訂後の『熱田神宮名宝図録』（平成二十七年十二月三十一日発行）では康総の和歌懐紙は収録されていない。
- (3) 山田蓉「熱田社宝前の松を詠む」（『社報あつた』一四四号 昭和六十二年）
- (4) 『新修名古屋市史』第三卷、（平成十一年、名古屋市）
- (5) 正宗敦夫『地下家伝』上、（自治日報社 昭和四十三年）
- (6) 東京大学史料編纂所編『大日本古記録 言経脚記』九卷（岩波書店 平成四年）
- (7) 東京大学史料編纂所編『大日本古記録 言経脚記』十一卷（岩波書店 平成四年）
- (8) 『大日本古記録 言経脚記』十二卷（岩波書店 平成四年）慶長九年三月十九日条。また『言経脚記』永祿元年正月三日条に

「^{柳原内}真継美乃守・同兵庫助」とあるが、本文でも述べた様に永禄六年時点で真継康総は真継家に養子に入る前の河内源五郎で記録されており、この時の真継美濃守は康総ではないと思われる。

(9) 稲葉伸道『日本前近代社会における下級官人の研究―真継家を中心として』（平成十七年）

(10) 鑄物関係から真継家について論じたものに、吉竹正明「真継久直と鑄物組織の結びつきにおける柳原資定と大内氏の役割」〔龍谷日本史研究〕三八、平成二十七年）、網野善彦「真継文書にみえる平安末期―南北朝期の文書について」〔名古屋大学文学部研究論集〕五六、昭和四十七年）「真継文書にみえる戦国期の文書（一）―解説と紹介―」〔名古屋大学文学部研究論集〕六十二号、昭和四十九年）「真継文書―戦国期（二）」〔名古屋大学文学部研究論集〕六十八号、昭和五十二年）真継文書にみえる戦国期―江戸初期の文書―解説と紹介―」〔名古屋大学文学部研究論集〕七十一号、昭和五十二年）の網野氏の一連の真継家文書の翻刻。名古屋大学文学部国史研究室『中世鑄物師史料』（法政大学出版局、昭和五十七年）、稲葉伸道「真継家文書の整理と「価値」の発見」（『王権と社会―朝廷官人・真継家文書の世界―』所収、平成十九年）、渡辺和敏「近世における野州天明鑄物の動向」〔法政史学〕二十六、昭和四十九年）大塚英二「明治四年における真継家鑄物師支配の終焉」（名古屋大学古川総合研究資料館報告）一〇号、平成六年）中川弘泰「近世鑄物師社会の構造―真継家を中心として―」（近藤出版社、昭和六十一年）、等多数ある。笹本正治「真継家と近世の鑄物師」（思文閣出版、平成八年）はこれら諸研究を整理している。

(11) 奉幣使研究で康総に触れたものは、藤森馨『平安時代の宫廷祭祀と神祇官人』（大明堂、平成十二年）第二編第二章、（初出、平成八年）。秋山昂則「朝廷服假制の変容―真継家文書を素材として―」（名古屋大学古川総合研究資料館報告）九号、平成五年）秋山昂則「真継家の伊勢奉幣使参向」（名古屋大学古川総合研究資料館報告）十二号、平成八年）赤坂恒明「伊勢奉幣使王代兼字王考」（『埼玉学園大学紀要』人間学部篇十四号、平成二十六年）など。

熱田社に奉納された源康総和歌懐紙について（伊藤）

- (12) これらの先行研究整理は前掲註(9) 書籍参照。
- (13) 前掲註(9) 書籍
- (14) 藤森馨『平安時代の宮廷祭祀と神祇官人』(大明堂、平成十二年) 第二編第二章(初出、平成八年)
- (15) 赤坂恒明「伊勢奉幣使王代兼字王考」(『埼玉学園大学紀要(人間学部篇)』一四号、平成二十六年)
- (16) 笹本正治「真継康綱をめぐって」(『日本歴史』五〇〇号、平成二年)
- (17) 『新修名古屋市史』第三卷、(平成十一年、名古屋市)
- (18) 『張州雜志』の編者内藤正参が熱田神宮及び熱田関連の記事を纏めたのは安永元年から天明二年の頃と考えられている(『熱田神宮記録 張州雜志抄』の解説)が、その熱田神宮関連の記事を取り扱った『張州雜志』二十四卷に「美濃守源康綱」として件の奉納和歌が記載されている。(熱田神宮宮庁編『熱田神宮記録 張州雜志抄』、昭和四十四年)
- (19) 名古屋大学文学部国史研究室編『中世鑄物師史料』(法政大学出版局 昭和五十七年) 二四五号文書「御藏真継康綱催促状写」、二四八・二四九号文書「真継久直・同康綱連署請文案」、二六三号「御藏真継康綱催促状写」(同史料は「御藏康綱判」として署名が翻刻されている)等。
- (20) 前掲註(9) 書籍「諸言」
- (21) 前掲註(16) 笹本氏論文。
- (22) 吉竹正明「真継久尚と鑄物師組織の結びつきにおける柳原資定と大内氏の役割」(『龍谷日本史研究』三八号、平成二十七年)に「康綱が徳川家康から諸国鑄物師に対する支配を保証され、真継家による鑄物師組織の支配体制が確立した」とある。
- (23) 秋山晶則「真継家の伊勢奉幣参向をめぐって」(『名古屋大学古川総合研究資料館年報』一二号 平成八年)に「真継美濃守康綱」等とある。

(24) 前掲註(3) 山田氏論文には「美濃守源康綱」と記される。これは「張州雜志」を根拠としている為であろう。

(25) 前掲註(5) 『地下家伝』には「康總 宗弘男」とあり、「康總」と翻刻されている。

(26) 湯浅敏治『歴名土代』に「藤^{藤原}康^{宗弘}総（宗弘） 同二・正・廿七」とあり、「藤康総」と翻刻される。この藤原康総が真継康総（源康総）と同一人物であることは、本論で考証する。

(27) 『言継卿記』永祿九年十月二十五日条に「河内源五郎康総」とある。本文で述べるが河内源五郎康総は真継家を嗣ぐ。

(28) 前掲註(8) 『言経卿記』慶長八年十一月十日条に「真継美濃守康総」と翻刻される。

(29) 前掲註(2) 『熱田神宮名宝図録』（平成十二年 訂正再版）。和歌懐紙の解説に「源康総」とある。

(30) 前掲註(10) 網野氏論文「真継家文書にみえる戦国期〜江戸初期の文書―解説と紹介―」に「源大夫、真継康総」「慶長三年三月日 御蔵真継康総催促状」「真継康総の源大夫時代」「真継美濃守康総は、寛永元年（一六二四）十月二十日に卒し」等。

(31) 渡辺和敏「近世における野州天明鑄物の動向」（『法政史学』二十六号、昭和四十九年）に「藏人所御蔵真継美濃守康総」の文言を含む慶長十六年年紀の文書を掲載する。

(32) 藤森馨「近世初頭の宮廷祭祀」（平成八年、前掲註(14) 書籍所収）の「真継『家伝』にも、真継康総と見える」等。

(33) 前掲註(15) 赤坂氏論文には、「兼久王」は真継美濃守康綱（康總）「康綱の子、真継康利」「真継美濃守」康總（康綱）が勤仕したのは齋部使」等の記述が見られる。同じく赤坂恒明氏「青木庸行撰『百年以来近代地下諸家伝』」（『ぶい&ぶい』十八号 平成二十三年）では「康綱源氏」と翻刻しつつ、前掲註(5) 『地下家伝』の「康総」の表記との差異も指摘する。

(34) 前掲註(5) 『地下家伝』

(35) 前掲註(29) 書籍

(36) 前掲註(29) 書籍。尚、筆者は過去の熱田神宮宝物館展示において実物を拝観した。

熱田社に奉納された源康総和歌懐紙について（伊藤）

- (37) 名古屋大学文学部国史研究室編『中世鑄物師史料』（法政大学出版局 昭和五十七年）一六五号文書解説（網野善彦氏執筆）
- (38) 笹本正治氏『真継家と近世の鑄物師』（思文閣出版 平成八年）「第一章 鑄物師を支配する真継家 第六節 真継家と江戸幕府」（同書四十三頁、初出平成三、四年）
- (39) 前掲註(38) 笹本氏著書、第一章第七節「真継家文書について」（初出、平成二年）
- (40) 前掲註(16) 笹本氏論文
- (41) 国書刊行会編『言継卿記 第四』（平成四年）永祿九年十月二十五日条、永祿十年一月二十五日条
- (42) 前掲註(41)『言継卿記』永祿十年一月七日条
- (43) 前掲註(41)『言継卿記』永祿十二年閏五月十八日条、元龜二年一月十九日条。「真次」「真継」とあることから当時も「まづぎ」と発音されていたことがわかる。
- (44) 前掲註(26)『歴名土代』
- (45) 前掲註(41)『言継卿記』永祿十年一月二十一日条。この「真継父子」を久直・康総に比定し、この時点での両者の父子関係を推定したが、同『言継卿記』の永祿十年二月二日・十三日・二十四日、永祿十一年四月二十九日、五月一日・十七日・二十日の各条には「河内源五郎」と、永祿十二年四月十八日条に「真次源五郎」、永祿十三年八月二十一日条に「河内源五郎」と記録される。久直と康総の父子関係・養子関係と康総の名字（河内・真継）との関連等は今後の研究課題である。
- (46) 前掲註(19)『中世鑄物師史料』所収「正親町天皇女房奉書」（一六五号文書）
- (47) 太田藤四郎補遺『お湯殿の上の日記』七（続群書類従完成会昭和三十三年）
- (48) 太田藤四郎補遺『お湯殿の上の日記』八（続群書類従完成会昭和三十三年）

- (49) 木下聡「史料紹介「大和家蔵書」所収「大和守晴完入道宗恕筆記」」(『東京大学日本史学研究室紀要』二十一、平成二十九年)
- (50) 前掲注(26)『歴名土代』
- (51) 前掲註(41)『言繼卿記』。尚、康総が負傷したかどうかについては不明である。
- (52) 前掲註(41)『言繼卿記』
- (53) 真継家の諸国鑄物師支配に関し、広い門人人脈のあった信綱と康総の交流に留意したい。
- (54) 東京大学史料編纂所編『言経卿記 第十二』慶長八年十一月十日条
- (55) 前掲註(49)に同じ。
- (56) 島田勇雄『貞丈雑記1』(平凡社 昭和六十年)
- (57) 東京大学史料編纂所編『大日本古記録 言経卿記』一卷(岩波書店 平成四年)
- (58) 前掲註(19) 書籍
- (59) 赤坂恒明「青木庸行撰『百年以来近代地下諸家伝』」(『ふい&ふい』十八号 平成二十三年)
- (60) 前掲註(59) 赤坂氏論文
- (61) 前掲註(15) 赤坂氏論文

熱田社に奉納された源康総和歌懐紙について(伊藤)